

## 平成20年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年1月22日(火)  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時54分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 角 田 富美子  
委 員 宮 田 清 蔵  
委 員 沼 本 禧 一  
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男  
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男  
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一  
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明  
教育部副参与兼教育指導課長 大 町 洋  
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之  
教育部副参与兼教育相談担当課長 長 澤 和 子  
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆  
公 民 館 長 相 原 昇  
教育部副参与兼図書館長 小 池 博  
教育部図書館副館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 白 井 清 美  
教育企画課企画調整係主査 清 水 達 美
- 7 傍聴人 1人

## 平成20年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成20年1月22日(火) 午後2時00分～

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例(申出)
- 第3 議案第2号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例(申出)
- 第4 議案第3号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)
- 第5 議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(申出)
- 第6 議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例(申出)
- 第7 報告事項
  - (1) 第4回市議会定例会報告
  - (2) 児童・生徒数及び学級数について
  - (3) 保谷第一小学校における教育財産の処分について
  - (4) 西東京市使用料の適正化について(答申)
  - (5) 成人式の実施報告について
- 第8 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 0 年 第 1 回 定例会  
( 1 月 2 2 日 )

## 午後 2 時 0 0 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 2 0 年西東京市教育委員会第 1 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 まず、本日の議事進行についてお諮りいたします。日程第 2 及び日程第 3 につきましては、条例の一部改正ですが、改正理由の根拠が同じでございますので、提案理由の説明及び質疑を一括して行いたいと存じます。次に、日程第 4 及び報告事項（ 4 ）は密接に関連しているため、報告事項（ 4 ）西東京市使用料の適正化について（答申）の説明及び質疑の後に、引き続き日程第 4 の提案理由の説明及び質疑を行いたいと存じます。また、日程第 5 及び日程第 6 についても密接に関連しているため、提案理由及び質疑を一括して行いたいと存じます。その後、日程第 7 から順番に進行していきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

竹尾委員長 異議なしと認めます。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 1 号 西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第 3 議案第 2 号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 1 号 西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例（申出）及び議案第 2 号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

両条例とも平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日に施行された学校教育法等の一部を改正する法律に基づきまして、この法律を引用している条文の文言整理を行うものでございます。

この改正につきまして、市長に申し出る必要があるため、西東京市教育委員会事務委任規則第 2 条第 5 項の規定により御提案するものでございます。

改正内容の詳細につきましては事務局より説明いたさせます。御審議のほどよろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第 1 号 西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例（申出）及び議案第 2 号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、につきまして、一括して条例改正の概要につきまして教育長に補足して御説明いたします。

まず、西東京市入学資金融資あっせん条例は、学校教育法に規定いたします大学、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、または専修学校に入学する者の入学時に要する資金について、金融機関に対しまして融資のあっせんを行い、貸付利子の一部を補給する制度でございます。

もう一つ、西東京市奨学資金支給条例は、同じく学校教育法に規定する高等学校、中等教

育学校の後期課程、高等専門学校、または専修学校の後期課程に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学資金を給付する制度でございます。

この両条例の対象としている専修学校につきまして、学校教育法による専修学校の設置規定が第82条の2から第124条に改正されたことによりまして、この規定を引用している部分につきまして文言を改めるものでございます。

具体的には、資料としてつけてございます条例新旧対照表を御覧ください。ちょうど裏面になるかと思えます。

左が改正後、右が改正前でございます。下線の箇所が改正部分でございます。

両条例とも第1条中、改正前では「同法 これは学校教育法でございますが 第82条の2に規定する専修学校」云々となっておりますが、これを改正後、「同法第124条に規定する専修学校」と改めるものでございます。

その他、制度内容の変更等はございません。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより議案第1号 西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第1号 西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第2号 西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

宮田委員 これと直接関係ないんですが、これに関連したことで質問してもよろしゅうございますか。

竹尾委員長 どうぞ。

宮田委員 最近、奨学金の返済率が悪くなっているという、これは育英の話なんですけど、この市の奨学……。私は改正するのはもちろん、文言ですけども、賛成ですけども、具体的には返済率というのはどのぐらいなのでしょう。

青柳教育企画課長 まず、融資あっせん条例のほうでございますが、金融機関に融資をあっせんして、金融機関に返済をするということでございます。これについては滞りなく今返済が進んでいる状況です。

それからもう一つ、奨学資金支給条例でございますが、これは支給ということで、返済の必要のない制度でございますので……

宮田委員 貸与じゃなくて、わかりました。

青柳教育企画課長 そういう内容でございます。

竹尾委員長 次に、報告事項（４）西東京市使用料の適正化について（答申）、を議題といたします。

説明をお願いいたします。

波方社会教育課長 西東京市使用料の適正化について（答申）、について御報告いたします。

資料につきましては報告事項のほうに、後ろのほうにあるかと思えますけれども、御覧をいただければと思います。

この答申につきましては、平成１９年１１月２７日の教育委員会において、西東京市使用料等審議会への諮問議案の可決を受けまして、１２月２１日に諮問いたしました。

使用料等審議会からの結果は、御覧のとおり、本年１月１１日付で西東京市立保谷中学校施設使用料を改定することが妥当であるとの答申を受けたところでございます。

詳細につきましては、裏面のほうに別紙といたしまして、学校施設使用料についてということでございますので、御覧をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項（４）を終わります。

竹尾委員長 それでは、冒頭お諮りいたしましたとおり、この報告を受けまして、日程第４議案第３号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第３号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、西東京市使用料等審議会の答申を踏まえまして、市立学校施設使用料の一部を改めるものでございます。

改正の内容といたしましては、保谷中学校体育館建て替えに伴いまして、体育館及び多目的室の各施設について、社会教育などのために使用する場合の規定を新たに定めるものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

波方社会教育課長 議案第３号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、について、教育長に補足して御説明をいたします。

この条例につきましては、先ほど報告でございました西東京市使用料の適正化について（答申）を受けまして、議案第３号の議案としたものでございます。

今回の条例改正につきましては、保谷中学校の体育館建て替えに伴いまして、学校施設を社会教育などのために使用する場合、先のけやき小学校及び青嵐中学校と同様に使用料を徴収することができるようにしたものでございます。

お手元のほうに新旧対照表がございますので、御覧をいただきたいというふうに思います。右側が現行の規定でございます。左側が改正案の規定でございます。

まず、第1条でございます。引用している規定の現行の「学校教育法第85条」が学校教育法の一部を改正する法律により「第137条」に条ずれをしたため、整備をしたものでございます。

それから、附則でございます。1の施行期日につきましては、周知期間を考慮いたしまして、平成20年6月1日から施行するものでございます。2の適用につきましては、保谷中学校の施設を追加し、使用料は平成20年7月1日以降の分から適用するものでございます。

次に、別表第2でございます。これもちょっと裏面のほうを御覧いただきたいと思います。一番下の欄になりますけれども、別表第2に保谷中学校の施設を追加したものでございます。また、現行の表で見ますと施設とか使用料で区分をしておりましたけれども、保谷中学校の施設を追加することで複雑になるため、学校単位の表記に変えることでわかりやすく整理したものでございます。

具体的には、保谷中学校の欄でございますけれども、使用料につきましては、体育館を使用するときは、市内在住者の場合は1時間につき500円、また市外在住者や企業等が使用する場合は、既に条例で決まっている500円を加算して、1時間につき1,000円とするものでございます。多目的室を使用する場合につきましては、市内在住者の場合は1時間につき100円、また市外在住者や企業等が使用する場合は、既に条例で決まっている400円を加算して、1時間につき500円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

宮田委員 これ、日曜日なんか入っているわけですね。そうしますと、体育館を借りるといろんなトイレとかなんか、電気とか、全部動かす必要があるわけですね。そうしますと、電力だとかそういういろんなもの、それからそういう安全点検とかと、余分な費用がかかってくるような気がするんですが、そういう費用は、場合によれば特に市外の方なんかは実費はちょうだいしてもいいような気がするんですが、そういうことも含まれて700円とか1,000円なんですか。この根拠についての質問ですけれども。

波方社会教育課長 いわゆるランニングコストの部分かと思えますけれども、それらを含めまして計算をして出しております。ただ、公共的施設の関係でございますので、どれだけ負担をしていただくかという幅がございまして、私どもは、ほかの部分もございまして、一応その金額の半分を負担していただくというような形で計算をしております。

宮田委員 そうすると、市外の方が使う場合には市民税の一部を使っているというふうな考え方もなるという気もするんですけれども、その辺は公共的ということで市も負担するという考え方が一般的なんですか。

波方社会教育課長 公共施設というようなことでございますので、割合を、幅があるんですけれども、使用料等審議会の中では幾つか、4パターンぐらいあるんですけれども、私どもはその中の例をとりまして一応5割負担という形でさせていただいております。

竹尾委員長 確かにいろいろ問題は含んでいますよねと思います。ごめんなさい、議長がそんなことを言っちゃいけないので。すみませんでした。

沼本委員 隣接の市の場合と比較してどうなんですか。

波方社会教育課長 大体同じでございます。

竹尾委員長 ほかにございませんでしょうか。

宮田委員 壊れるとか、悪意でなくてもボールでぶつけて電気が切れるだとか、そういうことはあるかと思うんですが、そういう場合、保険とか、それからそのとき例えばけがをした場合、そういうときの責任みたいなものはどういう、要するに学校側が責任を負うような形になるのか、それとも保険でちゃんとカバーされているのか、その辺はいかがなんでしょうか。

波方社会教育課長 けが等につきましては、保険に入っております、それで適用されるということになります。

名古屋教育部長 今回のちょっと補足させていただきますと、市のほうでは、公共施設だけが等がありました場合には、市全体として市有物件災害共済組合というんですかね、その保険に入っております、その辺の範ちゅうになるというふうに思っております。

今、有料化を図っているものにつきましては、学校の施設を社会教育のほうで借りまして開放事業を行っているということで、直接は学校側ということではなくて市のほうと協議会ということになっておりますので、その辺で保険によって対応しているといった状況でございます。

宮田委員 そうしますと、保険料もカバーしてあげているという計算上になるんじゃないかと思うんですけれども、要するに、私は、基本的には受益者負担というふうにしないと今後いろんな問題が出てくるような気がしますので、子どもさんたちはもちろん無料でいいと思うんですけれども、その他の場合にはある程度合理的な説明をして、それなりに払っていただいたほうがよろしいんじゃないかと。これは審議会が決めることですが、意見ということなので、意見を申し上げておきます。

竹尾委員長 ほかにございませんか。 討論を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第3号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第6 議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）及び議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第4号につきましては、現在使用しております住吉公民館が平成20年3月31日の閉館に伴って廃止となり、あわせて現在建設中の保谷駅南口地区第一種市街地再開発第一街区ビルの5階に平成20年6月29日を目途として開館を予定している公民館の名称及び位



置を新たに加えることに伴い、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例別表（第2条関係）の改正をする必要が生じたことにより、本定例会に提案するものでございます。

次に、議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、について、保谷駅南口地区第一種市街地再開発 街区ビルの4階に下保谷図書館を移転することに伴いまして、新しい図書館の名称及び位置の制定をする必要が生じたことにより、西東京市図書館設置条例の一部を改正する必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

相原公民館長 議案第4号及び第5号につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

まず、議案第4号でございますが、恐れ入ります、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）の裏面、新旧対照表を御覧願います。

現行の第2条第2項の表中、分館の名称「西東京市住吉公民館」及び位置「西東京市住吉町六丁目1番25号」を削除し、改正後は、第2条第2項の表中、分館に名称「西東京市保谷駅前公民館」及び位置「西東京市東町三丁目14番30号」を加えるものでございます。

この条例の施行日は平成20年4月1日から施行するとしておりますが、保谷駅前公民館の開館が平成20年6月29日になることから、西東京市保谷駅前公民館の項を加える改正規定は平成20年6月29日から施行するとしております。

続きまして、議案第5号でございますが、恐れ入ります、西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）の2枚目、新旧対照表を御覧願います。

現行の別表（第2条関係）の地域館のうち、下保谷図書館の名称及び位置を、名称「保谷駅前図書館」、位置「東町三丁目14番30号」に改めるものでございます。

なお、保谷駅前公民館・図書館の名称決定の経緯につきましては、昨年12月15日から12月28日まで、西東京市の全公民館、図書館におきまして、今後の公民館・図書館運営の参考とするために、高校生以上の公民館・図書館利用者を対象に、（仮称）保谷駅前公民館・図書館の正式な施設名称も含めました（仮称）保谷駅前公民館・図書館に関するアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査の結果でございますが、公民館と図書館の利用者を合わせて1,179名の方から回答をいただいております。

調査項目の中で、公民館の名称につきましては、「保谷駅前公民館」とすることに賛成の方が714名（61%）、反対の方が108名（9%）、わからないが346名（30%）でございました。

図書館の名称につきましては、「保谷駅前図書館」とすることに賛成の方が692名（59%）、反対の方が97名（8%）、わからないが380名（33%）でございました。

公民館と図書館の全体を集約しますと、保谷駅前公民館、保谷駅前図書館の施設名称については、6割の方が賛成、1割の方が反対、3割の方がわからないとの回答をされたという調査結果となりました。

また、昨年12月に開催されました第9回公民館運営審議会におきまして、アンケート

の実施状況を報告し、意見をお聞きしましたところ、名称を「保谷駅前公民館」とすることに特に反対する意見はございませんでした。

図書館につきましても、昨年12月に開催されました図書館協議会におきまして、アンケートの実施状況を報告し、意見をお聞きしましたところ、名称を「保谷駅前図書館」とすることに過半数以上の賛同をいただきました。

この結果を踏まえまして、教育委員会の部課長等で構成いたします西東京市教育計画検討会議で協議をし、保谷駅前公民館、保谷駅前図書館の名称については、「保谷駅前公民館」「保谷駅前図書館」とする方針を決定いたしました。

これと関連しまして、街区ビル全体の名称につきましては、各権利者によって構成されております管理計画策定部会の中で「ステア」に決定されましたので、御報告させていただきます。

なお、住吉公民館が平成20年3月31日に閉館され、保谷駅前公民館が平成20年6月29日に開館するまで空白期間が生じますが、この間の対応につきましては、サークル活動の場として、保谷東分庁舎地下1階A・B・D会議室の3部屋が確保されております。

会議室の利用方法でございますが、利用期間は平成20年4月7日から6月28日までの、毎月第4月曜の休館日を除く午前9時から午後10時まで、3区分の時間帯で利用できます。申し込み方法は、住吉公民館において使用申請書での申し込みとなっております。

また、東分庁舎地下1階C会議室に保谷駅前公民館開設準備担当職員3名を配置して、サークル活動に対する支援業務などを行ってまいります。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第5号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 報告事項、に移ります。

報告事項について御説明を求めます。5項ありますので、全部それぞれに説明をいただいってから一括して質疑を行いたいと思います。

まず、（1）第4回市議会定例会報告をお願いいたします。

名古屋教育部長 それでは、第4回定例会市議会の主な一般質問につきまして御報告を申し上げます。

定例会の日程でございますけれども、平成19年12月3日から19日までということで開催されました。そのうち一般質問につきましては4日間行われまして、25名の議員の方々から延べ45件の質問がございました。その主な一般質問の内容と答弁概要につきまして、26項目につきまして記載してございます。そのうち主なものにつきまして私のほうより御報告を申し上げたいと思います。

恐れ入ります、2ページをお願いしたいと思います。

(1) 学習支援員の実施状況と充実についてということで、質問の趣旨といたしましては、学習支援員の柔軟な採用を図れないかといった趣旨でございます。答弁内容といたしましては、学習支援員につきましては、小学校1年生が学校生活により円滑に対応できるようにすることを目的とした制度で、本年5月末より7校に9名が配置しているところでございます。本年度につきましては配置基準日を5月1日といたしまして、学級編制基準日と同一としてございます。このことにつきましては、嘱託員を採用するために一定の基準日を決めることは必要なことと考えてございます。しかし、今後につきましては、研修会等を実施しまして、資質の向上を図りながら、効果を検証してまいりたいといった答弁の内容になってございます。

続きまして、(4) 小中学校教職員の勤務時間についてということで御質問がございました。このことにつきましては、文科省の実態調査の結果から見た上で教職員の多忙な状況をどのように認識しているか、またその原因はどこにあるのかということでございます。答弁内容といたしましては、本調査結果では、昭和41年の前回調査と比べまして、残業時間が増加して、教員の多忙については認識していると。各学校では、学校行事などの見直しを含めた業務の簡素化などを実施して対応しております。また、多くの教育課題や、また新たな教育課題への対応が迫られる中で、これらの問題の解決のために必要とされる時間も年々増加している実態にあります。そうした中で、教員は大変情熱を持って主体的に教材研究に取り組んでいる実態等もありまして、大変頭の下がる思いであります。教育委員会といたしましては、各学校に対して、効果的な学校運営を図るとともに、教職員の健康管理には十分配慮するよう指導を行っているということで御答弁をさせていただきます。

恐れ入ります、3ページをお願いいたします。

(5) 番の学校選択制についてでございますけれども、質問趣旨といたしましては、学校選択制度の評価、課題をどのようにとらえているのか、またこの制度を廃止してはどうかといったような御質問内容でございました。学校選択制につきましては、選択に価値を置くということだけではなく、魅力的な学校づくりを実現するとともに、学校を選択できる制度として位置づけ、特色ある教育活動、学校づくりの展開を期待するものでございます。この制度を導入することを契機に各学校におきましては保護者や地域に学校の教育方針や特色の発信に積極的に取り組み、開かれた学校づくりや地域との連携による学校運営に大変寄与しているものでございます。また、選択申し立て者によりますアンケート結果におきましては、その理由として、子どもの友人関係に次いで、小学校では「学校の近さや通学のしやすさ」、

中学校におきましては「部活動」が上位に挙げられ、本制度を利用して入学する児童・生徒も大変増えてきております。子どもや保護者の希望を実現する制度としても大変評価されているというふうに理解しております。一方、昨年度からは、学校施設の状況によりまして、一部の学校におきましては希望者全員が利用できず抽せんとなっている状況もございます。この辺は課題と認識しておりますけれども、今後、さらに制度の効果や課題につきまして検証・検討を行っていききたいという旨の答弁内容となっております。

続きまして、(6)の「いじめ」の調査結果とその対策についてということで、教育委員会、学校での対応はどのようになっているのかということとか、ネットいじめに対する対応等についての御質問がございました。文部科学省によりましていじめの調査につきましては、平成17年度までの定義とは異なりまして、いじめられたとする児童・生徒の立場に立った調査となっております。調査対象につきましても「発生件数」から「認知件数」というふうに変ったことから、西東京市では調査結果が、平成18年度でございますけれども、小学校で37件、中学校で41件となったものでございます。教育委員会といたしましては、いじめは大変重大な人権問題でございますので、いじめ根絶への取り組みといたしまして、学校に対して恒常的な支援や個別事例への支援や効果的な教員研修を実施して、教員の指導力の向上を図っているものでございます。また、ネットいじめにつきましては、防止するためには情報社会におけるモラルの教育を発達段階に合わせて学ぶことが大切でありまして、教員に対しては研修会等の実施、また児童・生徒につきましては、セーフティ教室において指導する一方、警視庁のハイテク犯罪対策総合センターに相談するよう各学校を指導しているところでございます。第三者機関についてでございますけれども、文部科学省によりまして24時間いじめ相談ダイヤルなど、公的な機関が設置する子どもたちのSOSに緊急に対応できる環境は整備されつつございますけれども、本市におきましては、教育相談センターがいじめに関する相談を受け付けておりまして、指導主事や学校管理職と連携して対応しているところでございますといった答弁内容になってございます。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

(7)特別支援教育についてでございますけれども、19年度より新たに始まった制度でございますけれども、それに関する周知方法等、また今後の特別支援教育支援員の導入スケジュール等についての御質問がございました。答弁内容といたしましては、特別支援教育につきましては、理解啓発は重要なテーマとして位置づけ、積極的に取り組むこととしております。本年度は、特別支援教育の内容等のリーフレット等を作成いたしまして全保護者に配布しまして、児童・生徒等には特別支援教育の理解を図るための図書を配布しているところでございます。副籍制度につきましては、一部徹底が図られていないような状況がございましたけれども、その後に関係する特別支援学校と市内小中学校には再度徹底を図りまして、現在では交流の状況を確認しているところでございます。支援員制度と介助員制度については、趣旨や対象者に相違がございますけれども、それぞれの制度が意義を持つものと考えております。今後、学校現場におきまして混乱なく円滑に実施できるよう、細部にわたり調整・検討を進めていききたい。また、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒を対象として、特別支援教育の理念に基づき支援・指導のシステムが構築され取り組みが実施されるよ

うになったことは大変意義があることでございますので、本年度は特別支援教育の初年度に当たりすべての取り組みが十二分に進んでいない点もございますけれども、特に他の部署や関係機関との連携につきましては、今後も教職員及び関係者に対する啓発やスキルアップのための研修などを行いながら、課題として対応していきたいという旨の御答弁になってございます。

恐れ入ります、5ページをお願いいたします。

(9)番、全国学力テストの活用についてという御質問がございました。答弁内容でございますけれども、各学校におきましては、東京都教育委員会の実施しました学力向上を図るための調査を踏まえまして、授業改善推進プラン等を作成しておりますけれども、今回の全国学力・学習状況調査の結果をさらに検討し、作成済みの授業改善推進プラン等を修正しまして、さらなる指導法の改善を図っていくよう各学校に指示をしているところでございます。教育委員会としましては、学力・学習状況の分析、授業改善のポイントのまとめを各学校に通知する一方で、ホームページへの掲載、また情報公開コーナーでの閲覧を実施しているところでございます。また、このことにつきましては、本年度の西東京市教育委員会の教育目標における基本方針に基づく主要施策の中でも明記して取り組んでいるところで、今後も各調査の目的を踏まえ適正に実施しまして、その結果を授業改善に生かすように学校を指導していきたいと考えているといった旨の御答弁をしております。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。(12)でございますけれども、中学校給食についてということで、同様の趣旨の質問が他にも7件ほどございました。答弁でございますけれども、中学校給食の実施に当たっては、庁内で横断的な連携が必要ということで、10月に検討委員会を設置しまして、給食の提供方法や環境整備、給食費の徴収対策など、給食制度の全般にわたりまして検討を始めたところです。検討に当たりましては、先進市の取り組みや事業費は参考となりますけれども、本市の課題や問題点等を十分に検証した上で検討を進める必要があると考えておりますので、今後の検討にはさらに一定程度の時間を要しますけれども、横断的な検証を精力的に行いまして、来年度の後期基本計画の策定段階までには本市にふさわしい方向性を導く検討を進めていきたいという旨の御答弁をしております。

恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

(20)番になりますけれども、学校施設適正規模・適正配置の検討についてということで、現在の取り組み状況等についてということでございます。答弁内容でございますけれども、部内におきます検討委員会報告書につきましては、児童・生徒の将来推計を行いまして、各学校の課題、今後の教育環境の充実に向けた視点や取り組みなどにつきまして、部内の職員により現状分析及び課題の整理を行いまして、内部資料として19年の3月に取りまとめたものでございます。現在はこの報告書を基礎資料といたしまして、学校施設適正規模・適正配置検討懇談会によりまして、小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的考え方について議論していただいているところでございます。教育委員会といたしましては、来年度中には学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針を策定したいと考えておりますので、現時点では具体的な学校名を掲げた統廃合等の案は基本方針には盛り込むことは考えてござい

せん。その後、例えば新町地域、ひばりが丘地域におきまして合併による指定校の特例を設けている地域、またあるいは児童・生徒数が減少し検討の必要が生じた地域等について、保護者、地域の皆さんとともに具体的な検討をしていきたい。また、今後、建て替え計画や改修計画、中学校給食への対応においては、周辺道路の整備の状況等も視野に入れながら、また法令に適合する施設規模や工事の手法等について検討して、対応していきたいといった旨の御答弁内容になってございます。

恐れ入ります、9ページ、(24)番、今後のスポーツ行政についてということで、20年4月より民間の指定管理者を指定することになったわけでございますけれども、今後のスポーツ行政をどのように行っていくのかといった質問内容でございます。答弁でございますけれども、スポーツ・運動施設の一元的な管理と指定管理者制度の導入ということによりまして、サービスの向上とコストの削減が可能となったと。今後につきましては、国体の開催に向けました東京都との調整、また指定管理者、体育協会等との連携を通じまして、スポーツ振興計画の一層の推進に努めていきたい。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、東京都では知事部局に生活文化スポーツ局を設置いたしましてスポーツと文化の一元的な推進を行っておりますけれども、本市としても、こうした状況をかながみまして、今後、市長部局とも連携しながら、スポーツ行政の方向性を検討していきたいといった答弁内容になってございます。

以上、飛び飛びではございますけれども、主なものにつきまして御報告させていただきました。他のものにつきましては後ほど御覧いただきたいと思っております。

それから、先般、教育委員会で申し出を行っております条例関係についてでございますけれども、西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例及び西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定については、それぞれ可決をいただいているところでございます。

また、請願・陳情につきましては、特にございませんでした。

以上でございます。

竹尾委員長 次に、(2)児童・生徒数及び学級数についてをお願いいたします。

青柳教育企画課長 それでは、3学期の1月現在の児童数・学級数の状況につきまして御説明をいたします。

資料、西東京市立小学校児童数・学級数状況表を御覧ください。裏面が中学校になっております。

小学校につきましては、1月8日現在、合計欄を御覧いただくと、全校で児童数は9,345名、学級数は291クラスということでございます。19年度の年度間の増減でございますが、4月現在と比べて児童数では16人のマイナスとなっております。

裏面の中学校を御覧ください。同じく生徒数の合計でございますが、3,854名、学級数108クラスでございます。年度間の増減でございますが、4月と比べまして生徒数で6名の増でございます。

年度間の移動はそういった状況でございますが、昨年と比べまして、児童数で1月現在、小学校全体では66名の減となっております。各学校ごとでいいますと、中原小学校、上向台小学校につきましては、昨年の同時期と比べまして、それぞれ50名程度の児童数が増え

てございますが、他の学校で減少しているということもありまして、小学校全体としては昨年度同月対比でマイナス66名ということでございます。

一方、中学校でございます。中学校は、生徒数は昨年1月、前年同月比では137名の増となっております。全体として中学校のほうは増加傾向にあります。

全体としては、小学校は減少、中学校は増加ということが見てとれますが、小学校においては、地域によっては住宅の開発等で児童が増加しているという一方、また地域によっては減少しているというような、そういった状況が見受けられるということになってございます。

簡単でございますが、児童数・学級数の状況については以上でございます。

竹尾委員長 では、引き続きまして、(3)保谷第一小学校における教育財産の処分についてを議題としたいと思っております。

富田学校運営課長 それでは、御説明申し上げます。

今回、保谷第一小学校の校庭の東南の角地が都市計画道路西3・2・6号線にかかるということによる教育財産の一部処分でございます。

恐縮ですが、2枚目のちょっと図面を御覧いただきたいと思っております。

校庭の端の部分、斜めに3・2・6が入ってまいります。ですので、その部分、48.1平米を売却するものでございます。

以上です。

竹尾委員長 続きまして、(5)成人式の実施報告についてをお願いいたします。

波方社会教育課長 平成19年度成人式事業の実施報告をいたします。資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

実施日につきましては平成20年1月14日、成人の日に、午前の部と午後の部の2部に分けて、保谷こもればホールで実施いたしました。

対象者につきましては、例年のとおり、学齢をもって対象者とし、昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方を対象として、今年度の対象者は総数2,049名となっております。

出席者数につきましては1,168名で、出席率は57.0%となっております。

記念品につきましては、昨年と同様、新成人のためのエチケット・マナー事典をお配りしてございます。

式の内容につきましては、開会、国歌斉唱の後、主催者あいさつ、来賓の祝辞をいただきまして、新成人を代表して、午前の部では田無第二中学校卒業生の西村さん、午後の部では柳沢中学校卒業の堀本さんからあいさつをいただきました。また、来賓者として、新成人の中学校卒業当時の保谷中学校の担任の先生でありました小松さんが式典に出席くださいましたので、御紹介をしたところでございます。

裏面に平成13年度以降の成人式参加者の推移がございますので、御参照をお願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、平成19年度成人式事業実績報告を終わらせていただきます。

竹尾委員長 報告は終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第8 その他、を議題といたします。

教育委員会全般について御質問がありましたら、お受けしたいと思います。特にございませんでしょうか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 4 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員